

教職教養



◇◇教員免許更新制に回転海老名固め!!◇◇

山崎 雄介 (大学院・教職リーダー／学部・学校教育)

<http://www.edu.gunma-u.ac.jp/gakko/yamazakiken/yamazaki.htm>

1. 群馬県における「教職教養」ここ7年の出題傾向

(0)まずは最新, 2011 年度採用試験の問題 (別紙①) を解いてみよう。

→解答・解説は PPT にて

(1)年間 4 題という枠組は 2005 年度以降不変 (それ以前はもっと多い)。内訳は...

| | | | |
|-------------------|------------------|------------------------|-----------------------|
| 2011 年度 (10.7 実施) | 法令 2 題 | 心理学 1 題 (学説) | 教育時事 (PISA) |
| 2010 年度 (09.7 実施) | 法令 2 題 | 心理学 2 題 (学説, 検査法各 1 題) | |
| 2009 年度 (08.7 実施) | 法令 2 題 | 特別支援 1 題 | 心理学 (学説史) 1 題 |
| 2008 年度 (07.7 実施) | 教育学 (学説史・著作) 1 題 | 心理学 (検査法) 1 題 | 法令 1 題 (やや難) 特別支援 1 題 |
| 2007 年度 (06.7 実施) | 法令 2 題 | 教育評価 1 題 | 心理学 (学説・発達) 1 題 |
| 2006 年度 (05.7 実施) | 法令 1 題 | 学習指導要領 (総則) 1 題 | 心理学 1 題 特別支援 1 題 |
| 2005 年度 (04.7 実施) | 法令 2 題 | 心理学 (学説史) 1 題 | 中教審答申 (学習指導要領関係) 1 題 |

(2)分野別出題数と頻出分野

法令 12 題 (毎年出題) 心理学 8 題 (毎年出題) 特別支援 3 題 が頻出分野

その他 教育学, 教育評価, 学習指導要領など。2011 で時事問題, しかも国際調査が出たことは要注目か。

(3)内容上の特徴と学習のポイント

基本的にそう奇をてらった出題はなく, オールドックスな内容 (であるだけに, 取りこぼしは避けたい)。法令については, 基本的に教員の服務に密接に関連した内容ではあるが, しばしば少々ひねった出題もあり。以下, 各分野について再度確認を (分野名の後のカッコ内は本学での関連科目名。ノート, プリント等見返してみよう)。

①教育学 (教育の思想と歴史)

主要な西欧の教育学者 (コメニウス以降くらい) とその学説, 主著についての確認を。

②心理学 (教育心理学 A・B, 発達心理学, 教育内容・方法学概論) (別紙②)

主要な学説 (史) フロイト, エリクソン, マズロー, コールバーグ, ピアジェ, スキナー,

ヴィゴツキー，ブルーナー等

学習理論（条件づけ，プログラム学習，有意味受容学習，ジグソー学習等）

教育評価（診断的評価—形成的評価—総括的評価，絶対評価と相対評価，パフォーマンス評価）

心理テスト（性格検査—質問紙法，投影法，作業検査法—など）

発達段階説，人格理論 ピアジェの発達段階論，エリクソンのライフサイクル論など。

児童生徒理解・生徒指導にかかわる知見 ピグマリオン効果，ハロー効果，ホーソン効果，
適応機制など

③法令（教育法，教師論）

教育目的・目標関係……教育基本法，学校教育法

教員の服務に関して……地方公務員法（一部国家公務員法，人事院規則），教育公務員特例法

教育制度に関して……地方教育行政の組織及び運営に関する法律，学校教育法，学校保健安全
法など

教員免許に関して……教育職員免許法

教育権，その他種々の教育課題に関して……日本国憲法，児童福祉法，障害者基本法，発達障
害者支援法，児童虐待の防止等に関する法律，食育基本法など

国際条約等……子どもの権利条約，世界人権宣言など

法令は毎年必ず出る分野（複数出題も多し）でもあり，「問題集兼用，教職教養全分野カバー」
式の安直な参考書だけで済ませるのでなく，教育法規単体の参考書（近年法改正，新規立法が
頻繁なので，なるべく発行時期の新しいものを。ゆめゆめ先輩のお下がりや古本で済ませぬよ
う）での学習が望ましい。冒頭の群馬 2011 問題の解説でも述べたが，重要条文羅列式の参考書
は活用可能な形で頭に入らないくらいあり。本来は管理職（志望者）むけのテキストだが，菱
村幸彦・坂田仰（編）『学校マネジメント研修テキスト1 教育法規』（学事出版，2011）あた
りが，教員の服務や学校運営と絡めて法令を解説している点と，価格（1600 円＋税）も含め手
頃か。ただし同書には条文があまり収められていないので，重要条文集を併用するか，法令デー
タ提供システム（<http://law.e-gov.go.jp/>）あたりで必要に応じ条文を確認されたい（同サイトを使
う場合，上から 2 つめの入力欄「法令名の用語索引」にて検索のこと。一番上の欄は関連法
令まで大量にヒットするので使いにくい）。

・教員の服務に関連する法令

- (a) 教員という存在……崇高な使命に伴う研修の義務（教基法 9），それに伴う待遇の適正，養成・
研修の充実（教基法 9-2），職務遂行の必須条件としての研修（教
特法 21）

教育を通じた国民全体の奉仕者としての教育公務員（教特法 1）。なお教
基法は私学等も含むため「全体の奉仕者」という文言はない。

免許……普通免許状の有効期限，免許更新，更新講習・受講有資格者（教
免法 9，同二～三）

- (b)（公立学校）教員の権利義務

身分上の義務……兼業の制限（一般の公務員と異なり，任命権者〈の事務を代行する市町
村教委〉が認める場合に職務に支障のない範囲で教育関係の兼業は
可能—ただし私塾等は教育委員会レベルで禁止の場合多し—。教特
法 17）。

政治的行為の制限（教特法 18，国家公務員法 102，人事院規則 14-7 第
6 項）

争議行為の禁止（地公法 37）

信用失墜行為の禁止（地公法 33）

守秘義務（地公法 34。守秘義務は退職後も継続。法廷での証言等の場合は任命権者の許可により秘密の発表が可）

職務上の義務……サービスの宣誓（地公法 31）

法令・上司の職務命令に従う義務（地公法 32）

職務専念義務（地公法 35）

告発義務（刑事訴訟法 239—非公務員も義務はないが告発は可能）

教科書使用義務（）

研修の権利・義務……本人・任命権者の義務（教特法 21），研修機会の保障，勤務場所を離れての研修の条件，現職のままでの長期研修（教特法 22），初任者研修（教特法 23），十年経験者研修（教特法 24），指導改善研修（任命権者の実施義務，研修の期間，実施後の措置（教特法 25 の二～三），大学院就学休業（教特法 26～28）

(c) 教職員への処分……分限処分（免職，停職，降任）（地公法 27～28）

懲戒処分（免職，停職，減給，戒告）（地公法 27，29）

Cf. 2008 年度群馬県の問題 地公法第 28 条にいう降任・免職の事由に相当しないものの組み合わせは？

ア. 勤務実績不良 イ. 心身の故障により勤務に支障 ウ. 公務上の負傷，病気等で療養

エ. 予算その他の事情での廃職，過員等の発生 オ. 刑事事件で起訴された

→正解ウ，オ（起訴は休職の事由にしかならない。ちなみにアは教員に即していえばいわゆる「指導力不足教員」に関連。「指導改善研修」でも改善しない場合は分限免職もありうる。教特法 25 の二～三参照）。

④生徒指導，カウンセリング，教育相談（教育カウンセリング概論，児童生活指導・生徒指導）ガイダンス，生徒指導上の留意点（『生徒指導提要』のチェックを。全文通読はちょっと骨なので，差当り「索引」を活用し，これはと思うキーワードについて本文の該当部分に目を通すというのが手っとり早いか。少し多いが下に示しておく）。

アサーショントレーニング アスペルガー症候群 アンガーマネジメント 安全管理・安全教育
e-ネットキャラバン いじめ 学習障害（LD） 学校警察連絡協議会 学校保健安全法
規範意識（の醸成） 虐待 キャリアカウンセリング 共感的理解 グループエンカウンター
高機能自閉症 広汎性発達障害（PDD） 子ども・若者育成支援法
サポートチーム 自己肯定感 自己効力感 自殺予防 思春期スパート 自尊感情
児童家庭支援センター 児童虐待（防止法） 児童自立支援施設 児童生徒理解 児童福祉法
自閉症スペクトラム障害（ASD） 社会的技能訓練（ソーシャルスキルトレーニングも） 出席停止
小1プロブレム 情報モラル教育 心理的虐待 進路指導 ストレスマネジメント教育
青少年育成国民運動 青少年育成施策大綱 性同一性 生徒指導計画 生徒指導体制
青年期危機 性役割同一性 総合型地域スポーツクラブ 第二反抗期
注意欠陥多動性障害（ADHD） 中1ギャップ 適応指導教室 統合失調症 二次的障害
ネグレクト ネット上のいじめ 発達障害者支援法 早寝早起き朝ご飯 反抗期
ピア・サポート活動 被害少年サポーター 非行防止ネットワーク 放課後子ども教室 奉仕体験
モラル（morale）〔とモラル（moral）との相違〕 問題行動のサイン 薬物乱用防止教育
薬物乱用防止五か年戦略 有形力の行使 有能感 要保護児童対策地域協議会 抑うつ
ライフスキルトレーニング ラポール リテラシー

⑤特別支援教育（特別支援教育概説，臨床発達心理学）

一般校・学級での特別支援教育の対象となる主要な障がいの種類（別紙③），対応の視点，制度上の枠組（文科省「特別支援教育の推進について（通知）」2007.4 は必読）など確認を。

⑥学習指導要領（教職教養としては個別教科以外の部分。教育内容・方法学概論，道德教育の研究，特別活動）

総則および改訂の重点→後者は次項で詳述

2. 教育時事

(1)「改正」教育基本法の具体化（ここでは詳細な逐条解説はしないが，当然通読のこと）

①「改正」教基法の目標規定（学教法のそれと共に新学習指導要領にも反映）

（教育の目標）

第二条

教育は，その目的を実現するため，学問の自由を尊重しつつ，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び自律の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（義務教育）

第五条

国民は，その保護する子に，別に法律で定めるところにより，普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は，各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い，また，国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は，義務教育の機会を保障し，その水準を確保するため，適切な役割分担及び相互の協力の下，その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については，授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条

法律に定める学校は，公の性質を有するものであって，国，地方公共団体及び法律に定める法人のみが，これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては，教育の目標が達成されるよう，教育を受ける者の心身の発達に応じて，体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において，教育を受ける者が，学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに，自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

②国，地方レベルでの迅速な施策制定，教育行政の「法律主義」

（教育行政）

第十六条

教育は，不当な支配に服することなく，この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり，教育行政は，国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下，公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

→「教育振興基本計画」2008.7 策定（別紙④）

→「群馬県教育振興基本計画」（別紙⑤）

(2)いわゆる「教育3法(+@)」の「改正」(2007)

①学校教育法

(a)各学校段階の規定につき、学校段階順の配列に（幼稚園が先頭）

(b)新教基法にあわせた目標規定

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

→関連して「子どもの読書活動の推進に関する法律」とそれにもとづいて策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、地方での「基本計画」策定状況に関する調査結果（都道府県は100%作成済、うち21都道県は第2次計画。市町村は36.3%が作成済）も念頭に。ちなみにあなたは「子ども読書の日」は何月何日かご存じ？

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

○2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

→新課程における学力の3本柱

- ・**基礎的な知識・技能** (の習得) (学教法 30 - 2)
- ・(基礎・基本の活用に必要な／活用を通した)**思考力・判断力・表現力等** (の育成) (学教法 30 - 2)。附随して、習得－活用－探究という学習過程論。
- ・**学習意欲** (教基法 6 - 2) ・**主体的な学習態度** (学教法 30 - 2)

(c)学校「自己評価」・「学校関係者評価」と結果公開の法制化 (従前は「学校設置基準」で規定)
 (以下、条文では全て主語が「小学校」だが、当然、幼、中、高、特支にも準用される)

【学校教育法】

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 (*努力義務なのは教育水準の向上。注意！)

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

【学校教育法施行規則】

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者 (当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

- 自己評価と結果公表は ()
- 学校関係者評価と結果公表は ()
- 行った評価についての設置者への報告は ()

・関連して、最新の『学校評価ガイドライン』(2010.7改訂)のチェックも。「自己評価」「学校関係者評価」に比べて具体化の遅れていた「第三者評価」につき、以下の3形態を例示。

①学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う、②例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協

力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う、③学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

(d)新職種「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」の設置

【学校教育法】

- 第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 二 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 三 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 四 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 五 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 六 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 七 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 八 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- 九 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 十 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 十一 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 十二 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 十三 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。（十四以下略）

→副校長は教頭の名称変更ではなく、教頭の上位（ただし必置ではない）。

②地方教育行政の組織および運営に関する法律

→（とくに教育委員会関係について、委員数の弾力化—原則5名、自治体規模により3～6名一、保護者を必ず入れるなどの改正）

③教育職員免許法、教育公務員特例法

→研修で教員個々のニーズに応じた資質向上
免許更新制で最新知識の補充
指導が不適切な教員の人事管理の厳格化・分限免職処分を受けた者の免許状失効で
不適格教員の排除

という制度の整備

④学校保健法→学校保健安全法への名称変更・改正，学校給食法改正

→別紙⑥

学校保健関係……設置者の責務（４），学校環境衛生基準・校長の責務（６），保健指導体制（９）など

学校安全関係……設置者の責務（２６），総合的な学校安全計画の策定義務（２７），安全確保・危険時の対処要領作成義務（２８～２９），関係機関との連携（３０）以上学保安法

学校給食関係……目的に食育を明記（１），給食の目標の明示（２），食に関する指導の方針と栄養教諭の役割（１０）以上学校給食法

3. 学習指導要領改訂と新しい教育課題

(1)新学習指導要領（2008.3 告示）

→とくに総則は熟読のこと。

(2)改訂の特徴

(a)いわゆる「授業時数 10%増」（小学校低学年で週 2 時間分，3 年生～中 3 で週 1 時間分）

(b)教育課程編成・実施に関する「現場主義」

- ・「はどめ規定」見直し（教育内容の上限に関する規定は 2003 年同様，必要な場合には超えることが可能。「～には深入りしない」なる記述は廃止）
- ・新たな研究開発学校制度の創設（文科大臣の指定した課題による従来型の研究開発学校，自治体の特区申請による「構造改革特別区域研究開発学校」に加え，個別学校・設置者からの申請を認めるなど）にむけての検討。
- ・全国学力・学習状況調査や学校評価活用による成果の検証・改善，コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活用など。

(c)各教科での「言語活動」の充実

- ・思考力，判断力，表現力等の育成のため，各教科でレポート作成，論述等の言語活動を充実。

(d)理数教育の充実

- ・「知識基盤社会（knowledge-based society）」における競争力強化等をみすえて。

(e)伝統や文化に関する教育の充実

- ・国語，芸術教科等での古典重視，保健体育科での「武道」必修化（中 1～2）

(f)道徳教育の充実

- ・各学校で「道徳教育推進教師」を選定，全校体制のとりまとめ

- ・「道徳の時間」を要としつつ、各教科・活動での道徳教育実施の徹底（学習指導要領各章の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」にもれなく「第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、〇〇科の特質に応じて適切な指導をすること」の文言を追加）。
- ・「道徳」の内容項目につき、各学年でもれなくとりあげるよう指示（従来は2学年〈小学校〉または3学年〈中学校〉でカバー）。

(g)体験活動の充実

- ・小学校で「自然の中での集団宿泊活動」、中学校で「職場体験活動」、高校で「就業体験活動および奉仕体験活動」と、各学校段階での重点体験を指定。

(h)小学校における外国語教育

- ・高学年で週1時間、英語を原則とする。

(i)社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項

①情報教育

②環境教育

③ものづくり

④キャリア教育 *キャリア教育の能力構造（従来「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の4つで整理されてきているが、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（第二次審議経過報告）」2010.5では、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」という整理が提案されている。今後の動向に要注目）

⑤食育

⑥安全教育

⑦心身の成長と発達についての正しい理解

（⑤～⑦については前記「学校保健法等の一部を改正する法律の概要」参照）

(3)指導要録改訂

- ・観点別学習状況の再編（「思考・判断」「技能・表現」を、新学習指導要領の学力観にあわせ、「思考・判断・表現」「技能」に変更、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」に）。
- ・特別活動につき、学習指導要領での目標の記載にあわせ、特別活動全体を貫く観点を各学校で定め、各活動・行事でそれぞれ評価。

4. 主要な調査結果

(1)PISA（生徒の学習到達度調査）2009

2003年以降の低下傾向に歯止めがかかり、とくに読解力で持ち直し。調査分野、調査の特徴などについて各自確認を。文科大臣コメントも一読を。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1299985.htm)

PISA:日本の受験者の成績

| 分野 | | 2000 | 2003 | 2006 | 2009 |
|----------|----|------|------|------|------|
| 読解力 | 得点 | 522 | 498 | 498 | 520 |
| | 順位 | 8 | 14 | 15 | 8 |
| 数学的リテラシー | 得点 | 557 | 534 | 523 | 529 |
| | 順位 | 1 | 6 | 10 | 9 |
| 科学的リテラシー | 得点 | 550 | 548 | 531 | 539 |
| | 順位 | 2 | 2 | 6 | 5 |
| 問題解決能力 | 得点 | — | 547 | — | — |
| | 順位 | — | 4 | — | — |
| 重点分野 | | 読解力 | 数学的L | 科学的L | 読解力 |

*得点については毎回、OECD加盟国の生徒の平均得点が500点、約3分の2の生徒が400点から600点の間に入るように換算（OECD加盟国の平均が500点、標準偏差が100点）されている。ただし平均はピッタリ500点ではない。

(1)' TIMSS(Trends in International Mathematics and Science Study)2007 について

- ・国際到達度評価学会（IEA）が主催、2007は59カ国／地域が参加（部分参加含む）
- ・第4学年、第8学年で実施（日本では小4、中2）
- ・4年生算数は36カ国／地域中4位、8年生数学は49カ国中5位。4年生の得点は1995、2003の時と有意差なし、8年生は2003と同程度で1999、1995に比べると低下。
- ・算数・数学の学習意欲。「算数（数学）の勉強は楽しい」について、「強くそう思う」の割合は国際平均に比べ低いが、小学校では前回に比べ上昇。学習への自信なども同傾向。
- ・一方で、算数（数学）についての苦手意識は、中学校では国際平均より弱い（小学校はごくわずか強い）という結果。
- ・4年生理科は4位、8年生理科は3位（参加国・地域数は算数・数学に同じ）。過去との比較では、4年生の得点は03とは有意差なし、95よりは低下。8年生は有意差なし。
- ・4年生「理科の勉強は楽しい」を「強くそう思う」は国際平均と同程度、過去に比べ上昇。8年生は国際平均より低いが、過去に比べれば上昇。
- ・理科への苦手意識は、小学校が国際平均より強く、中学校は弱い。

(2) 平成21年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（2010.?公表）および「平成21年度

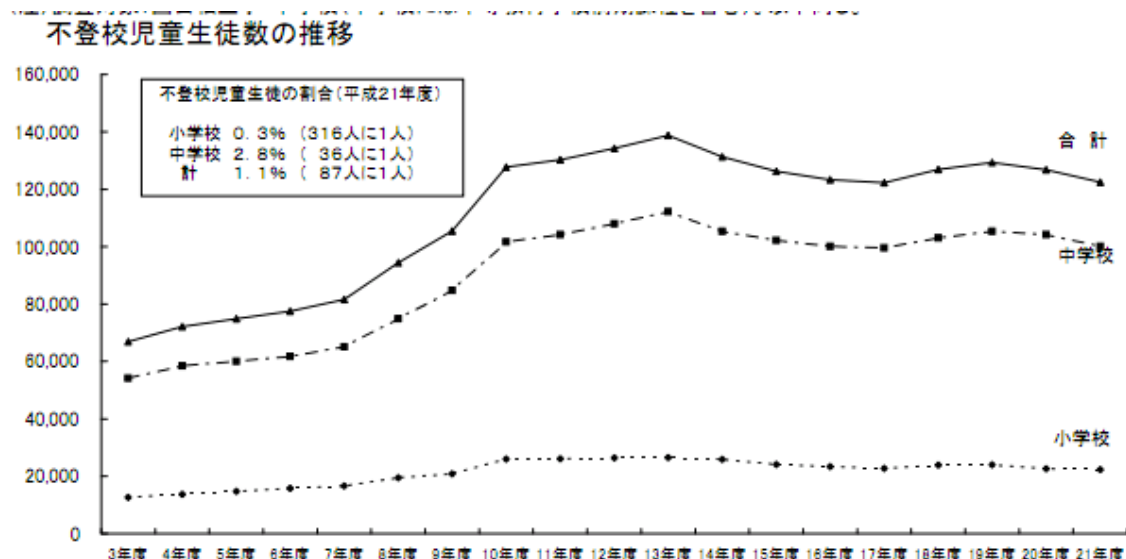
体力・運動能力調査」(2010.10公表)

- ・各調査の概要→画面上にて(教室からネット接続ができれば)

(3) 「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

①平成21年度小学校・中学校不登校について

- ・小学校……22,327人(全児童中0.32%,前年比1.4%減)
- ・中学校……100,105人(全生徒中2.77%,前年比3.9%減)
- ・小・中とも学年が上がるほど不登校児童生徒数は増加。
- ・不登校のきっかけと考えられる状況は小学校で「その他本人にかかわる問題(44%)」「親子関係(19.3%)」「その他(12.2%)」「いじめを除く友人関係(11.8%)」が上位(いじめは2.1%)。中学校は「その他本人(43%)」「いじめを除く友人関係(19.1%)」「学業不振(11%)」が上位。



②同年度・暴力行為について

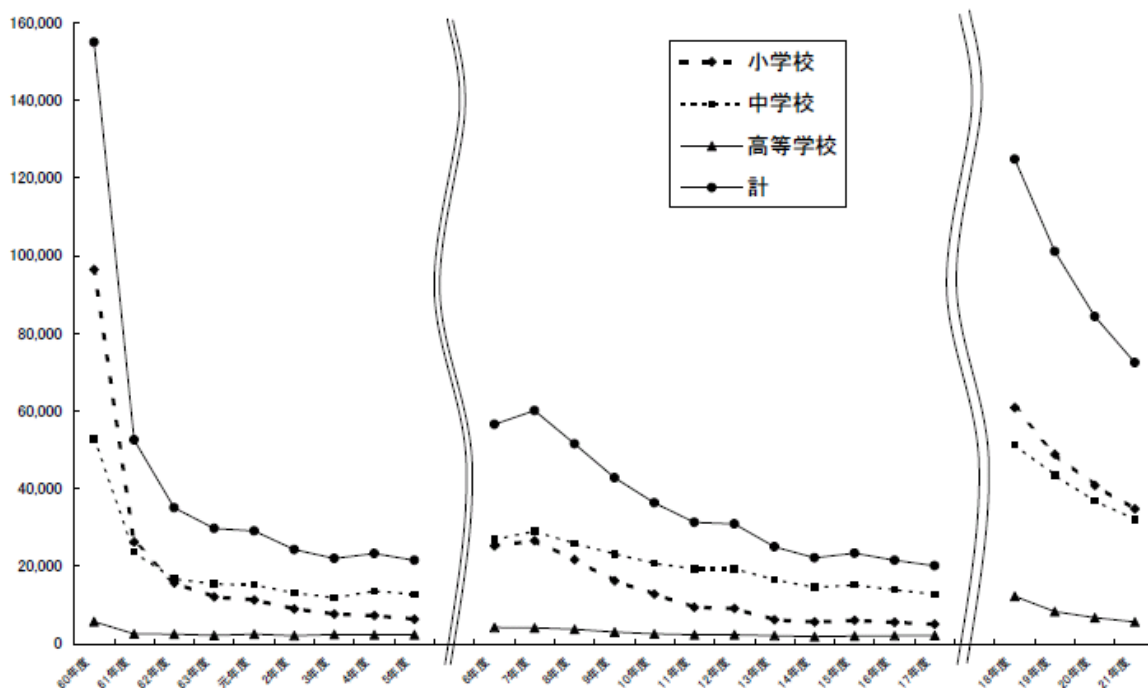
- ・総件数は6万件を超え(60,915件)過去最高。内訳は小学校7,115件(前年度より631件増加),中学校43,715件(前年度より961件増加),高等学校10,085件(前年度より295件減少)と高校のみ対前年比で減少(総数過去最高,小・中増加,高校減少は平成20年度と同様)。

③同年度・いじめについて

- ・認知件数は約7万3千件(72,778件)と,全校種とも前年に比べ減少。小学校34,766件(前年度より14.8%減少),中学校32,111件(12.7%減少),高等学校5,642件(前年度より16.3%減少),特別支援学校259件(前年度より16.2%減少)。(認知後に)解消しているものの割合は79.5%と0.3%減(まあ誤差の範囲内)。いじめ発見のきっかけは,①本人からの訴え(24.3%),②アンケートなど学校のとりくみにより(23.9%),③学級担任が発見(19.5%)など。パソコンや携帯電話等を使ったいじめは3,170件(前

年度より1,357件減少)で、いじめの認知件数に占める割合は4.4% (前年度より0.9ポイント減少)。

(参考5)いじめの認知(発生)件数の推移



・同調査における「いじめ」の定義の変化

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない。」

* H18 調査より変更 (+いじめの「発生」件数から「認知」件数へ)、従来の「自分より弱い者に対して一方的に」「継続的に(攻撃を～)」「深刻な(苦痛)」という要件を変更・削除したため H17→18 間で件数が激増 (全校種平均で約 6 倍)。

・いじめについての文科省の方針

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント (別紙⑦) 参照

④同年度・出席停止

・総数は 38 件 (すべて中)、前年から 8 件減少 (小 1 件, 中 7 件)。いじめを理由とするものは中で 2 件 (前年から 1 件増)。

⑤同年度・自殺

小～高の総数 165 人 (前年度より 29 人増加, 小 0→0 で増減なし, 中 36→44 で 8 名増, 高 100→121 で 21 増), うち, いじめが原因が 2 人 (前年度から 1 人減. 中高各 1)。ちなみに警察庁統計では, 平成 21 年度の小・中・高校生の自殺者のうち学校での「いじめ」が原因と分類されているのは 7 名 (中 3, 高 4)。

(6-3) 自殺した児童生徒が置かれていた状況

| | 小学校 | | 中学校 | | 高等学校 | | 計 | |
|----------------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 人数 (人) | 構成比 (%) | 人数 (人) | 構成比 (%) | 人数 (人) | 構成比 (%) | 人数 (人) | 構成比 (%) |
| 家庭不和 | 0 | 0.0% | 6 | 13.6% | 11 | 9.1% | 17 | 10.3% |
| 父母等のしっ責 | 0 | 0.0% | 6 | 13.6% | 8 | 6.6% | 14 | 8.5% |
| 学業不振 | 0 | 0.0% | 2 | 4.5% | 8 | 6.6% | 10 | 6.1% |
| 進路問題 | 0 | 0.0% | 3 | 6.8% | 9 | 7.4% | 12 | 7.3% |
| 教職員との関係での悩み | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% | 1 | 0.6% |
| 友人関係での悩み (いじめを除く) | 0 | 0.0% | 4 | 9.1% | 6 | 5.0% | 10 | 6.1% |
| いじめの問題 | 0 | 0.0% | 1 | 2.3% | 1 | 0.8% | 2 | 1.2% |
| 病弱等による悲観 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% | 1 | 0.6% |
| 厭世 | 0 | 0.0% | 3 | 6.8% | 12 | 9.9% | 15 | 9.1% |
| 異性問題 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 9 | 7.4% | 9 | 5.5% |
| 精神障害 | 0 | 0.0% | 2 | 4.5% | 14 | 11.6% | 16 | 9.7% |
| 不明 | 0 | 0.0% | 31 | 70.5% | 65 | 53.7% | 96 | 58.2% |
| その他 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 1.7% | 2 | 1.2% |

(注1) 調査対象: 国公立小・中・高等学校

(注2) 複数回答可とする。

(注3) 構成比は、各区分における自殺した児童生徒数に対する割合

5. 練習問題

【ご当地もの——群馬県の教育行政から（どっちかという二次対策？）】

(1) 「群馬県教育振興基本計画」および「平成 22 年度群馬県教育委員会運営方針」の中の「8つの基本施策」について、以下の空欄に当てはまる語を答えなさい。

1. ① 学力の定着を図る
2. 健康な体と ② な心を育てる
3. 個性や能力を伸ばし、一人ひとりの ③ をはぐくむ
4. 社会の変化に対応し、社会に ④ する人材を育てる
5. ⑤ で充実した学習環境を整備する
6. 学校・家庭・地域の ⑥ を推進する
7. 多様な ⑦ に応える生涯学習・社会教育を推進する
8. 生きる喜びと ⑧ をはぐくむ文化・スポーツを振興する

(2) 群馬県教育振興基本計画に規定された基本目標の空欄を埋めなさい。

生きる力をはぐくむ～自ら学び、自ら考える力を～

【教職教養】

(1) 以下のア～オの説明文にあてはまる心理テストの番号を空欄に記入しなさい。

- ア. 家屋、木、人物の絵を描かせ、その絵をめぐる質疑応答を通じて、被験者の内面を探る投影法の一つである。 ()
- イ. 隣接する1桁の数字を連続して加算する作業を繰り返させ、その成績をもとに性格、職業適性を診断する作業検査法の一つである。 ()
- ウ. 人物を含む主題のあいまいな絵を提示し、被験者に自由な物語をつくらせることにより、欲求や対人関係を探る投影法の一つである。 ()
- エ. CP (批判的親), A (大人), FC (自由な子ども) など5つの自我状態のそれぞれが被験者にどの程度存在するかをグラフ化する、質問紙法の一つである。 ()
- オ. D (抑うつ性), I (劣等感), N (神経質), Ag (攻撃性) など12の尺度から性格特性を診断する、質問紙法の一つである。 ()

- ①TAT ②エゴグラム ③バウムテスト ④HTP ⑤MMPI
- ⑥YG (矢田部—ギルフォード) 性格検査 ⑦内田—クレペリン検査
- ⑧P—Fスタディ

(2) 以下の人名にあてはまる説明を記号で答えなさい。

《人名》

- ①コメニウス () ②ペスタロッチ () ③ルソー ()
- ④ヘルバルト () ⑤森 ^{ありのり} 有礼 () ⑥元田 ^{ながさお} 永孚 ()
- ⑦ライン () ⑧デューイ () ⑨エレン・ケイ ()
- ⑩ラングラン () ⑪ブルーナー () ⑫ヴィゴツキー ()

《説明》

- A. わが国の初代文部大臣として、師範学校令の制定など教育制度の確立に尽力した。
- B. 1965年のユネスコ成人教育推進委員会で「生涯教育」の構想を提唱した。
- C. かれの提唱した直観教授は、アメリカを経由してわが国の明治初期の学校教育にも影響を与えた。主著『隠者の夕暮』『リーンハルトとゲルトロード』など。
- D. 人格形成に寄与しない知育を批判し、「教育的教授」を提唱した。主著『一般教育学』など。
- E. プラグマティズムの認識論などを基盤に、子どもたちによる仕事・作業を大胆にとりいれたカリキュラムを構想、実験学校で実践した。主著『学校と社会』『民主主義と教育』。
- F. 教育は「現下の発達水準」ではなく、生徒が独力では解決できないが援助のもとに解決できる課題を提示することによって「発達の最近接領域」にはたらきかけるべきだと主張した。主著『思考と言語』など。
- G. 自身の学派のチラーの教授段階説を発展させた「予備 - 提示 - 比較 - 総括 - 応用」からなる「5段教授法」は明治20～30年代のわが国の学校教育にも多大な影響を及ぼした。
- H. 20世紀を「児童の世紀」と宣言し、世界的な「新教育運動」に多大な影響を与えた。

- I. 明治 23 年公布の「教育勅語」を中心になって起草した。
- J. 近代教授学の祖とされ、世界初の絵入り教科書『世界図絵』を著した。ほかに主著『大教授学』など。
- K. 社会契約説、自然主義思想など教育のみならず近代思想全般に影響を与えた。主著『エミール』ほか。
- L. どのような教育内容でも、その構造をふまえた適切なカリキュラム編成（ラセン型カリキュラム）や「発見学習」といった方法論で、より低年齢の生徒に教授可能であると主張し、「教育の現代化」を主導した。主著『教育の過程』など。
- (3) 特別支援教育に関する留意事項について述べた次の文のうち、誤っているものを選びなさい。
- ア 特別支援教育を進める前提として、障がい種別の正確な判定をもっとも重視すること。
 - イ 入学試験、定期試験等においては、別室受験、時間延長など適切な配慮を行うこと。
 - ウ いじめ、不登校など生徒指導上の問題については、背景に障がいに関連している可能性などを考慮しつつ対処すること。
 - エ 障がいのある幼児児童生徒とない幼児児童生徒との交流は双方にとって大きな教育的意義を有するが、発達段階、プライバシー保護などには十分留意すること。
 - オ 障がいのある幼児児童生徒の進学に際しては、学校間で連絡会を持つなどして継続的な支援が実施できるようにすることが望ましい。
- (4) 平成 20 年度告示の学習指導要領について説明した次の文章のうち、正しいものをすべて選びなさい。
- ア PISA 調査での「読解力」成績低下などを意識し、もっぱら国語科を充実させて言語能力を育成することをめざしている。
 - イ 各学校段階での重点的な「体験活動」として、小学校では自然の中での集団宿泊体験、中学校では就業体験、高等学校では職場体験および奉仕体験を指定している。
 - ウ 道徳教育充実のため、学習指導要領第 3 章（小・中学校）「道徳」の内容項目についてそれぞれの学年でもれなく指導するよう求めている。
 - エ 「総合的な学習の時間」の学習活動によって同等の効果が得られる場合は、その実施をもって相当する「学校行事」の実施に替えることができる。
 - オ 「学力低下」批判をうけて、「生きる力」は目標から外された。
- (5) 近年の教育関連法改正および通知について説明した以下の文章について、正しいものを 1 つ選びなさい。
- ア 学校教育法施行規則が改正され、学校の自己評価、保護者等学校関係者による評価が義務化された。
 - イ 教育公務員特例法が改正され、指導が不適切な教員に対する「指導改善研修」を実施する義務が設置者に課せられた。
 - ウ 改正教育基本法に定められた国の「教育振興基本計画」は、国会での審議を経る必要がある。

エ 学校教育法改正により設置された「副校長」は教頭より上位である。

オ 平成20年4月の「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」によれば、授業を妨害する児童生徒を懲戒のため1人別室で自習させることは差支えない。

(6)生徒指導の定義を述べた以下の文(『生徒指導提要』より)の空欄①～④にあてはまる語を記号で答えなさい。

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の①を尊重し、②の伸長を図りながら、③資質や④力を高めることを目指して行われる教育活動のことです

〔語群〕 A. 人間 B. 社会的 C. 人間性 D. 道徳的 E. 特性 F. 人格
G. 個性 H. 行動

(7)生徒指導(のうち個別的指導)の具体例を挙げた以下の文章は、それぞれ「成長を促す指導」「予防的指導」「課題解決的指導」のどれに該当するか、記号で答えなさい。

①ある時期に遅刻・欠席が増加する傾向が見られたり、身だしなみなどにも変化が見られる児童生徒に対して早期に面接などをする働きかけ ()

②個々の児童生徒に応じた情報提供や各種の基礎的な技能や学習技術についての習得や熟練の機会を与えたり、将来の生き方などについて話をしたりするなどの働きかけ ()

③深刻な問題行動や悩みを抱え、なおかつその悩みに対するストレスに適切に対処できないような特別に支援を必要とする児童生徒への働きかけ ()

〔語群〕 A. 成長を促す指導 B. 予防的指導 C. 課題解決的指導

(8)生徒指導及び道徳教育に関する法令、学習指導要領等の枠組について説明した以下の文章のうち、正しいものに○、誤ったものに×をつけなさい。

①校務分掌としての生徒指導主事は小学校以上のすべての学校種で必置である。

②道徳教育は学校教育全体を通じて行うので、とくに責任者を置く必要はない。

③性行不良にかかわる「出席停止」を適用するにあたっては、当該児童生徒の保護者の意見を聴取し、理由・期間を書面で交付しなければならない。

④義務教育段階では、懲戒としての「退学」は設置主体を問わず認められない。